



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2015 SEPTEMBER / 173号

★ 地理的表示保護制度 ★

「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法、GI法）」に基づき、平成27年6月1日から地理的表示の登録申請の受付が開始されています。現時点で、登録が完了しているものはありませんが、「夕張メロン」、「江戸崎かぼちゃ」、「八女伝統本玉露」、「鹿児島壺造り黒酢」、「あおりカシス」、「神戸ビーフ」が公示され、第三者からの意見書受付が行われています。

1. 「地理的表示保護制度」とは

「地理的表示」とは、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物、食品等の名称であって、その名称から産地を特定でき、かつ品質等の確立した特性が当該産地と結びついていると認定できるものをいいます。



「地理的表示保護制度」とは、そのような地理的表示を知的財産として登録する制度です。登録されると、それを証明する右のようなGIマークが使用できるようになります。そして、登録された品質等の基準を満たしていない商品に地理的表示が付されているなどの不正使用が発見された場合、農林水産省（国）によって表示除去等の取り締まりが行われます。

2. 地理的表示保護制度と地域団体商標制度の相違点

ところで、このような地理的表示は、以前から「地域団体商標」として商標法により保護されてきました。地理的表示保護制度と地域団体商標制度はどのような違いがあるのでしょうか。主な相違点を確認してみます。なお、両制度は、必ずしも択一である必要はなく、併用することもできます。

	地理的表示保護制度	地域団体商標
対象	農林水産物、飲食物品（酒類 ¹ を除く。）	すべての商品、サービス
申請人	法人格のない団体も可能。	法人格を有するものに限る。
申請先	農林水産大臣	特許庁長官（経済産業省）
政府費用（代理人費用は別）	（登録免許税）90000円	（出願料+登録料）21000円 + 37600円 （更新登録料）48500円
伝統性・周知性	一定期間（おおむね25年）継続して生産している（伝統性）。	一定の需要者に認識されている（周知性）。
産地との関係	品質等の特性が当該地域と結び付いている必要がある。	当該地域で生産されていなければならない。
登録の明示法	GIマークを付す。	登録商標の表示を付すよう努める。
保護期間	取り消されない限り存続する。	10年ごとに更新しなければ消滅。
不正使用の規制	不正使用は国が取り締まる。	商標権者自らが対応する（差止請求、損害賠償請求、等）。
海外での保護	相互保護が実現した際には、当該国においても保護される。	各国に個別に登録を行う必要がある。

注1. 「ワイン、蒸留酒、清酒」については、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づき、すでに「地理的表示」制度が導入されています。現在、ワイン1件（山梨）、単式蒸留焼酎4件（香取、球磨、琉球、薩摩）、清酒1件（白山）が指定されています。